



概要版

けいぎょう

わかやま移住者継業支援事業 始動!!

～ 都道府県として全国で初めて移住者による継業を支援するプロジェクト ～

過疎地域では後継者不足により商店等の廃業が増加し、地域機能やにぎわいの低下が見受けられます。一方、近年、県外からの移住者が過疎地域で起業し、地域活性化に貢献する事例が増えていますが、開業場所の確保や経済的負担が課題となっています。

そこで県では、後継者を求める事業主と意欲ある移住者のマッチングを図るとともに、継業に係る経費を補助することで、移住者の支援と併せ、地域活性化を図る事業を都道府県として初めて実施します。

● 継業とは？

地域の“なりわい”を引き継ぎつつ、移住者ならではの新たな視点により再活性化して、地域で継続できるなりわいを営むことです。

例えば…

よろず商店	→	商店+古い家屋を活かしたカフェ
酒屋	→	酒屋+出張試飲販売 など

支援 ①

わかやま移住者継業支援プロジェクト

県・市町村・継業支援機関（商工会等）と連携し、後継者を求める商店等事業主と意欲ある移住者のマッチングを支援します。

対象地域：移住推進市町村（地域）（※）

対象者：後継者を求める事業主及び意欲ある県外からの移住（希望）者

募集期間：平成29年5月1日（月）～ 随時募集

申込先：事業主→市町村移住交流担当課

移住者→県移住定住推進課、わかやま定住サポートセンター（東京、和歌山市）

支援 ②

移住者継業補助金

事業引継及び引継後の再活性化に係る経費に対し、最大100万円（10/10）を補助します。

対象地域：移住推進市町村（地域）（※）

対象者：①継業を行う予定の県外からの移住（希望）者

②事業実施年度4月1日時点で、60歳未満かつ移住後3年以内の者

募集期間：【一次】平成29年5月1日（月）～ 8月31日（木）

【二次】平成29年9月1日（金）～11月30日（木）

申込先：市町村移住交流担当課

（※）市町村職員によるワンストップ相談員を配置するとともに、住民等で構成され、移住を支援している受入協議会を設置して移住を推進している県内21市町村（地域）

地域で営まれてきた商店等は、**大切な地域の宝**です。

後継者が見つからない方、困っている事業主を知っている方など、ご連絡をお待ちしております。

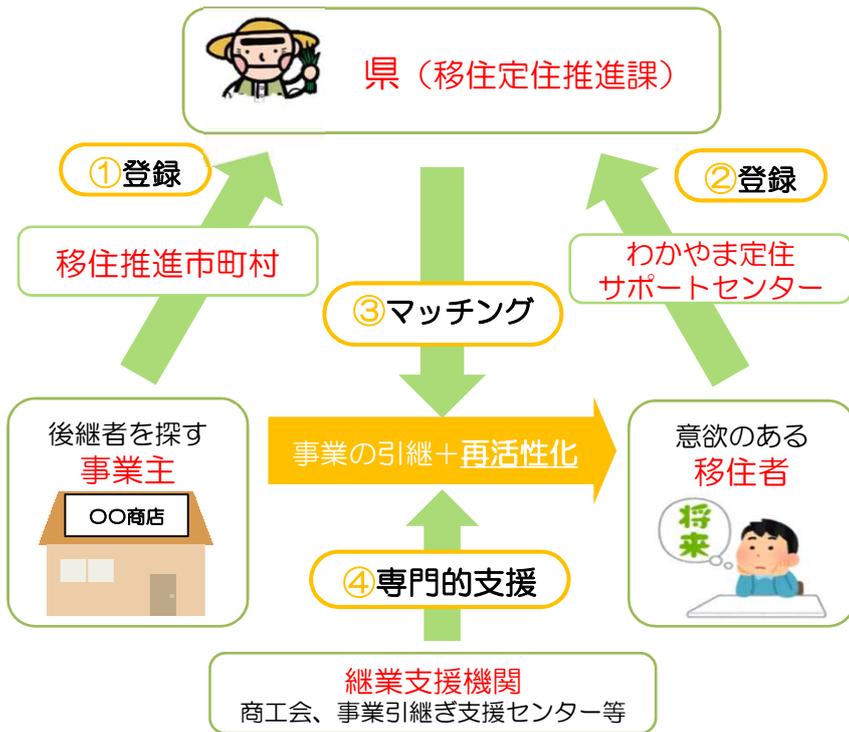
ご協力よろしくお願いいたします。

担当者	移住定住推進課
連絡先	073-441-2930

移住者継業支援事業 内容

わかやま移住者継業支援プロジェクト

事業主と移住者のマッチングを、県・市町村・継業支援機関(商工会、和歌山県事業引継ぎ支援センター等)が連携して支援します。



①登録 (事業主)

- 当事者の“人となり”を訪問ヒアリングにより把握し、登録を行う
- 申込書を所在市町村に提出
- 県、市町村、商工会経営指導員による訪問ヒアリング
- 登録

②登録 (移住者)

- 申込書を県、わかやま定住サポートセンター(東京、和歌山市)に提出
- 県、わかやま定住サポートセンターによるヒアリング
- 登録

③マッチング

- 登録者への情報提供
- マッチング候補者の選出
- 双方の面談意向確認
- 面談(初回は県、市町村、商工会経営指導員が同席)

④専門的支援

- 引継ぎに係る条件調整・方法・契約書の取り交わしへの助言(和歌山県事業引継ぎ支援センターなど)
- 経営アドバイス(商工会、産業振興財団など)

移住者継業補助金

- 事業実施年度3月31日までの継業
- 移住推進市町村を通じて継業プランを応募
- 申込み締切 第1次：8月末日
第2次：11月末日
- ※期間外の応募にも可能な限り対応

書類審査・プレゼンテーション

最大100万円(10/10)を補助

●対象地域

移住推進市町村(地域)

●対象業種

「農林水産業」及び「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める風俗営業」以外の業種

●対象者

- ①県外からの移住推進市町村(地域)への移住者
- ②60歳未満
- ③移住後3年経過しない者
※継業対象事業主の3親等以内の親族は対象外

●対象経費

- ①事業引継に係る費用(土業依頼費用、資産取得費用)
- ②継業対象事業の再活性化に係る費用(施設、機械設備などの購入、賃借、修繕費用等)
※単純承継のみは対象外→活性化が条件